

# 就労継続支援 B 型皐月 重要事項説明書

令和 7 年 1 1 月 1 日現在

株式会社ケアセンターひよこ  
北九州市小倉南区徳吉東5丁目3-16  
TEL 093-451-1783  
FAX 093-451-1784

## 1. 法人の概要

- (1) 法人名 株式会社ケアセンター ひよこ
- (2) 法人所在地 福岡県北九州市小倉南区徳吉東5丁目3-16
- (3) 電話番号 (093)471-1783
- (4) FAX 番号 (093)471-1784
- (5) 代表取締役 古川 里奈
- (6) 設立年月 平成21年11月1日

## 2. 事業所の概要事業所の概要

- (1) 事業所の名称 就労継続支援 B 型臯月
- (2) 事業所の種類 就労継続支援 B 型
- (3) 主たる対象者 身体障害者、精神障害者、知的障害者
- (4) 利用定員 20名
- (5) 事業の方針

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供する。

- (6) 事業の目的

一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生活活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練などのサービスを提供する。

- (7) 事業所の所在地

福岡県北九州市小倉南区企救丘3丁目 8-20

電話番号 093-555-2018 FAX 番号 093-555-3515

管理者氏名 井柄 きよみ

開設年月 令和3年5月1日

指定事業所番号 就労継続支援 B 型 4017702020

併設事業 地域密着型通所介護 4070503638

訪問介護 4070503596

居宅介護 4017700800

移動支援 4067700809

### 3. 事業実施地域 北九州市

#### 4. 営業時間等

##### (1)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(年末年始除く)
営業時間	8:30～17:30

##### (2)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日(年末年始除く)
サービス提供時間	10:00～15:00

#### 5. 施設・設備の概要

敷地	126.74 m <sup>2</sup>
建物	102.66 m <sup>2</sup>
訓練・作業室	64.61 m <sup>2</sup>

その他設備

洗面所、相談室、便所2ヶ所、浴室、調理室、事務室、

#### 6. 職員の体制

職名	常勤	非常勤
管理者	1	
サービス管理責任者	1(管理者との兼務)	
生活支援員	1	
職業指導員		2

当事業所では、利用者に対して指定就労支援サービスを提供する職員として、上記の職員の配置をしております。

〈主な勤務体制例〉

管理者	常勤 8:30～17:30
サービス管理責任者	常勤 8:30～17:30
生活支援員	常勤 8:30～17:30
職業指導員	非常勤8:30～16:30

## 7. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

サービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで就労支援事業の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ「個別支援計画」を利用者と面談して作成します。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「個別支援計画」については6ヵ月に一度ほど定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

### (1) サービスの内容

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し適切な相談、助言、援助等を行います。
就労訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
生活活動	利用者の障害の特性を踏まえ、生産活動の機会を提供します。
施設外就労・施設外実習	個別支援計画に基づき、利用者の就労に対する意向や適性を踏まえて公共職業安定所、障害者就労、生活支援センターなどの関係機関と連携し施設外就労及び実習の受入れ先の確保に努めます。
工賃の支払い	就労訓練・生活活動などの事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として利用者に支払います。
日常生活支援	日常生活の指導や社会体験学習により、日常生活力及び社会生活力の向上を支援します。
健康管理	利用者の健康状態を把握し、必要であれば協力医療機関と連携して適切な支援を行います。
送迎サービス	心身の状況により送迎を希望する利用者を送迎サービスを行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が心身の状況の変化により5日以上連続して利用がなかった場合は、個別支援計画に基づき居宅を訪問して利用状況を確認し月4回を限度として合意の上で支援を行います。
余暇活動	レクリエーション等により、余暇活用力の向上を支援します。

## (2)利用者負担額

上記サービスの利用に対しては通常別添の料金表の総費用額の1割の額(小数点以下切り捨て)が利用者負担額となり、残りの9割が自立支援給付等の給付対象となります。事業者が自立支援給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。なお、低所得者等は月額負担額が軽減されます。

### ① 基本サービス単位数(北九州市の1単位の単価は 10.17)

定員20名 就労継続支援 B型サービス費 (I)6:1	平均工賃金額	単位数	利用料
	4万5千円以上	837/日	8,512 円/日
	3万5千円以上 4万5千円未満	805/日	8,187 円/日
	3万円以上 3万5千円未満	758/日	7,709 円/日
	2万5千円以上 3万円未満	738/日	7,505 円/日
	2万円以上 2万5千円未満	726/日	7,383 円/日
	1万5千円以上 2万円未満	703/日	7,150 円/日
	1万円以上 1万5千円未満	673/日	6,844 円/日
	1万円未満	590/日	6,000 円/日

### ② 加算単位数

	単位数	利用料
初期加算	30/日	305 円/日
福祉専門職員配置加算(I)	15/日	153 円/日
食事提供体制加算	30/日	305 円/日
目標工賃達成指導 員配置加算	45/日	458 円/日

送迎加算	10/回	102 円/回
福祉・介護職員処 遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 9.2%を 加算	

〈利用者負担額の上限等について〉

○自立支援給付等及び障害福祉サービスの利用者負担額は上限が定められています。

○ご家族等のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合にはサービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

※負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村の窓口までお問い合わせ下さい。

〈償還払い〉

○事業者が自立支援給付等の代理受領を行わない場合は、自立支援給付等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると自立支援給付等が支給されます。)

(3)サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付等の対象ではありませんので実費をいただきます。

項目	備考
余暇活動費	余暇活動・行事にかかる実費
食事	昼食に要する費用

(4)利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)①、及び(3)の料金・費用は1ヵ月ごとに計算して月末締日とし、翌月に請求いたしますのでいずれかでお支払いください。

①現金でのお支払い

②銀行による振り込み(手数料は自己負担になります)下記口座

西日本シティ銀行 徳力支店 普通 1302187

株式会社ケアセンターひよこ 代表取締役 古川里奈

(5)利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により個別支援計画で定めたサービスの利用を中止する場合にはサービスの実施日の前日 17:30 までに事業所へ連絡ください。又、当日になっても連絡がない場合には別紙料金表のとおり、欠席時対応加算をお支払い頂く場合があります。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者過失による破損などが生じた場合は弁償して頂く事があります。又、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただく事があります。
宗教活動など	利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する布教活動などはご遠慮ください。
貴重品の管理	貴重品の管理は、利用者の責任において管理させていただきます。

### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願い申し上げます。

## 9. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は契約終了日から5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理・開示について

本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 10. サービス提供における事業者の義務について

当事業所では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守り

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、職員もしくは主治医と連携し、ご契約者から聴取・確認の上でサービスを実施します。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、契約満了後2年間保管すると共にご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等でご契約者又はご家族の情報をを用いる事がある他、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
又、ご契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由で、ご契約者又はご契約者の家族等の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

ます。

## 11. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対して宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○事業所内での金品及び食物のやりとりはご遠慮下さい。

○事業所が必要と判断した場合には、診療情報提供書を提出していただく場合があります。

## (2) 喫煙、飲酒

○事業所内の定められた場所以外では喫煙はご遠慮ください。

○飲酒については、いかなる場合においてもサービス利用中はご遠慮頂きます。

万が一サービス利用中に飲酒が発覚した場合は、サービスの利用を中止させて頂きます。

## 12. 損害賠償について

保 険 会 社	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 内 容	対人・対物・管理財物・人格権侵害・経済損失賠償

## 13. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の受給者証の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が死亡した場合</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)。</li><li>⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)。</li></ul> |
|---|

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者様から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①障害福祉対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご契約者が入院された場合</li><li>③ご契約者のサービス提供が変更された場合</li><li>④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める就労継続支援サービスを実施しない場合</li><li>⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦ 他の利用者様にご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

## (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|

## (3) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(個人情報の取り扱い)

第 8 条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。  
利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

第8条に規定する個人情報の使用について家族の同意が必要な場合

第 8 条に規定する個人情報の使用について同意します。

(続柄) \_\_\_\_\_ (家族の氏名) \_\_\_\_\_ 印

#### 14. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 井柄 きよみ
-------------	------------

#### 15. 感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 井柄 きよみ
--------------	------------

#### 16. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。

その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 17. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について

必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 18. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. 地域との連携

事業所の運営に当たって地域住民との連携を積極的に行います。ボランティア活動や地域交流に努めます。

## 20. 非常災害時の対応

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	管理者 井柄 きよみ
避難訓練	利用者も参加のうえ、年1回実施します。
防火設備	自動火災報知器・誘導灯及び誘導標識・消火器

## 21. 秘密保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密保持について	事業者は利用者及び家族などの個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」に沿って適切な取り扱いに努めるものとし、漏洩は行いません。 退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の際に締結します。
②個人情報の保護について	事業者は利用者から同意を得ない限り、他者に対し利用者・家族の情報を提供をしません。また、漏洩を防止するものとします。

## 22. 緊急時の対応方法について

- ①サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ②上記以外の緊急時において利用者に病状の急変が生じた場合、その他状態に応じて必要な対応を行います。

## 23. 協力医療機関

医療機関名	なんだて内科循環器科
-------	------------

## 24. 事故発生時対応方法

利用者に対する就労支援の提供により事故発生時、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また利用者に対する就労支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険内容	対人・対物・管理財物・人格権侵害・経済損失賠償

## 25. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口      管理者      井柄 きよみ
- ・苦情解決責任者    生活支援員/ 古川 里奈
- ・受付時間            月曜日金曜日      8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小倉北区保健福祉 相談コーナー	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 093-582-3430 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
小倉南区保健福祉 相談コーナー	〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2 093-952-4800 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
八幡東区保健福祉 相談コーナー	〒805-0019 北九州市八幡東区中央1-1-1 093-671-4800 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
八幡西区高齢者・障害者相 談コーナー	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 093-645-4800 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
戸畑区高齢者・障害者相談 コーナー	〒804-8510 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 093-871-1501 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
若松区高齢者・障害者相談 コーナー	〒808-8510 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 093-751-4800 9:00～17:00(土/日/祝日除く)
門司区高齢者・障害者相談 コーナー	〒801-8510 北九州市門司区清滝一丁目1番1号 093-321-4800 9:00～17:00(土/日/祝日除く)

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労支援などの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<事業所> 株式会社ケアセンターひよこ

住 所 北九州市小倉南区企救丘3丁目8-20

名 称 就労継続支援 B 型皐月

説明者 \_\_\_\_\_